

毒物劇物取扱者試験合格証書の誤送付について

薬務課において、毒物劇物取扱者試験に係る合格証書を誤送付する事案が発生しました。
今後、このようなことがないよう適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

薬務課の職員が、合格者に合格証書を送付する際、本人の合格証書と一緒に別の合格者の合格証書を送付したものの。

なお、誤送付した合格証書は既に回収しており、現時点で個人情報等の不正利用は確認されていない。

※合格証書の記載情報

氏名、本籍（都道府県）、生年月日

2 端緒及び関係者への対応

- (1)12月5日（月） X社の社員A氏から、A氏及び同僚B氏の合格証書を郵送で交付するよう依頼あり。A氏及びB氏の合格証書と一緒に第三者C氏の合格証書を誤ってX社に郵送。
- (2)12月7日（水） 送付されたA氏が、C氏の合格証書が入っていることに気づき、薬務課へ連絡。薬務課は、同日中にX社のA氏を訪れて謝罪し、C氏の合格証書を回収。C氏には経緯を説明して謝罪し、了解を得た。

3 発生原因

合格証書を送付する際、確認が不十分であったため。

4 再発防止策

合格証書の交付事務において、以下の対策を講じる。

- ・証書は合格者ごとに分けて保管する。
- ・証書を交付する際、交付名簿と突合するほか、未交付証書の残数を確認する。